

第5 居住環境の整備方針

1 市街地ゾーンの地域特性に応じた居住環境の形成

(1) 中心拠点のまちなか居住環境の向上

- 中心拠点における商業・業務・居住などの都市機能の集積を活かしつつ、買い物・通学・通院等の生活サービスの充実、地域の産業やコミュニティの活性化などを図ることにより、居住環境の維持・増進を図り、まちなか居住を進めます。
- 歩行者の安全・安心を優先した道路整備や公共交通の利便性向上により、歩いて暮らせるまちづくりを進め、総合的な生活環境の向上を図ります。
- 都市計画道路宮古港線（末広町通り）については、電線類地中化や美装化等により、安全・安心で快適な歩行者空間の確保を図るとともに、良好な道路景観を形成することにより、快適でうるおいのあるまちなか居住環境の向上を図ります。
- 宮古市空家等対策計画に基づき、空家リフォーム事業や空家バンク事業により、空家の有効活用と居住環境の維持・増進を図ります。
- 国による空地等に関する施策検討を踏まえ、市民や企業等が行う空地活用の取り組みを支援します。

(2) 中心拠点地域周辺の居住環境の向上

- 居住機能と商業・業務機能が混在する地域においては、相互の環境調和に配慮しつつ、生活利便性の維持・増進を図ります。
- 幹線道路や鉄道駅に近接する地域については、交通利便性を活かした、買い物・通学・通院等の生活サービスの充実を図るとともに、周辺環境と調和した居住環境の保全を図ります。

(3) 幹線道路沿道地域の住宅地の居住環境の向上

- 幹線道路沿道の住宅地については、地域の特性にふさわしい業務機能の利便性の増進を図るとともに、居住環境の向上を図ります。

(4) 地域拠点への公共機能等の集約による居住環境の形成

- 田老地区の土地区画整理事業等により整備した地域は、交流及び生活の拠点として賑わいのある市街地形成を図ります。
- 津軽石地区は、津波復興拠点施設を中心とする便利で安全性の高い市街地形成を図るとともに、重茂地区との交通結節機能を強化します。



田老地区土地区画整理事業



津波復興拠点施設（津軽石地区）

(5) 住居専用地域における居住環境の保全

- 戸建住宅を中心とする住宅地や土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等により整備した住宅地は、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の保全を図ります。
- 従来からの住宅団地においては、環境美化の推進や空家の有効活用、幅広い世代の居住の促進などにより、居住環境の保全を図ります。

2 臨海部定住ゾーン（市街地ゾーン以外）と里山共生ゾーンの居住環境の保全

(1) 臨海部定住ゾーン（市街地ゾーン以外）における居住環境の保全

- 市街地周辺部及び集落においては、無秩序な市街地拡大を抑制するとともに、自然環境及び生活観環境の保全や災害の防止などに努め、居住環境の保全を図ります。

(2) 里山共生ゾーンの集落地域における居住環境の保全

- 道路、河川等に沿って形成される集落地は、のどかな里山環境に囲まれた集落地として、居住環境の保全を図ります。

3 安全・安心な居住環境の形成

(1) 居住環境の改善

- 木造住宅等が密集した地域や道路が狭い地域は、安全性向上のため、市道改良事業、私道整備補助事業により居住環境の改善や防災性の向上を図ります。
- 土地区画整理事業等により整備した市街地は、自然と調和した景観の形成などにより、住み良く美しい街並みを創出します。

(2) 住宅の安全性の向上

- 耐震性が不十分な木造住宅は、市民の生命・財産を守るため、耐震化への意識啓発、耐震改修工事の促進を図ります。
- 住宅の安全性向上のため、がけ地近接住宅は、県等へ対策工事を働きかけ、危険解消を図ります。
- 土砂災害特別警戒区域内の住宅については、安全で快適な暮らしができる場所への移転を誘導します。

(3) 良質な公営住宅のストック形成

- 公営住宅は、公共施設再配置計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づいて、計画的な施設の維持管理により長寿命化を図るとともに、需要変動に応じて適切な集約を行うことで、快適な居住環境の提供と効率的な管理運営を図ります。

(4) 空家の有効活用

- 人口減少や住宅の老朽化等により、空家が年々増加しており、適切な管理が行われていない空家が地域住民の生活に悪影響を及ぼさないよう、所有者への指導を行うとともに、空家の有効活用を図ります。

図 4-11 居住環境の整備方針図



第6 生活関連施設の整備方針

1 水道施設の安全・強靱・持続の推進

(1) 安全な水道

○いつでも安全な水道を目指すため、適切な浄水処理方法の採用、水質管理体制の強化、水安全計画の策定、給水の安全性向上を推進します。

(2) 災害に強い水道

○災害に強い水道を目指すため、水道施設の耐震化及び災害対策の充実を推進します。

(3) 健全な水道施設

○健全な水道施設を目指すため、良質な水源の確保、施設及び管路の健全性の確保、監視・管理体制の強化を推進します。

2 下水道施設の計画的な更新と水洗化の促進

(1) 下水道施設の長寿命化

○管路、処理場、ポンプ場等の施設の長寿命化を図るため、老朽化した施設の計画的な更新と適切な維持管理を促進します。また、公共下水道の整備を引き続き行います。

(2) 合併処理浄化槽の設置促進

○公共下水道、集落排水施設の整備区域外での生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(3) 水洗化の促進

○下水道は、衛生的で快適な生活を営むための施設であることから、整備効果を高めるため、整備済みの地域における下水道への接続による水洗化の向上を図ります。

3 高度情報通信基盤の充実

(1) 高度道路交通システムの推進

○新たな交通技術である高度道路交通システム（ITS）※¹は、交通事故の軽減や渋滞の緩和によるドライバーや歩行者の安全性の確保、環境負荷の低減と輸送性の向上が図られることから、国の情報化施策と連携して、利活用について検討を進めます。

(2) 暮らしに役立つ情報通信インフラの整備支援

○地域間における情報格差を解消するため、情報通信基盤の早期整備を通信事業者に働きかけます。また、民設による基盤整備が期待できない条件不利地域においては、国の補助制度を活用した施設整備を推進します。

○携帯電話不感地域を解消するため、通信事業者に働きかけ、事業への参画を得たうえで、国の補助制度を活用した施設整備を推進します。

4 都市基盤・公共公益施設等のさらなる充実

(1) 道路・公共公益施設におけるユニバーサルデザインの推進

○高齢者・障がい者・子供など、誰もが利用しやすい都市とするため、交流の拠点となる宮古駅周辺地区や歩行者回遊の動線となる道路及び公共公益施設などは、ユニバーサルデザインを取り入れた施設として整備を推進します。

○来訪客が安心して歩くことができる、ユニバーサルデザインによる案内標識等の環境整備を推進します。

(2) 公共公益施設の質の向上

○公共施設等総合管理計画及び公共施設再配置計画に基づき、今後の財政力に応じて、公共施設の総量削減を図るとともに、利用者ニーズに応じた質の向上を図ります。

○今後も活用する公共施設については、耐震性の確保、バリアフリー化の推進、省エネ性の改善、計画的保全による長寿命化等により、耐用年数を伸ばします。

○公共施設の統廃合に当たり、自動車を運転しない人の利便性を確保するため、公共交通施策との調整を図りながら再配置を進めます。

○複合化や統廃合により生じた公的不動産の処分、または有効活用を進めます。

(3) 山間地域における生活拠点の形成

○新里地域、川井地域の暮らしを支えるため、公共施設再配置計画に基づき、総合事務所等の公共施設が集積するまちの中心に生活サービス機能を集積させることで、生活拠点の形成を図ります。

(4) 環境と調和した墓地の維持管理

○宮古市墓園は、周辺環境と調和した墓地の維持管理を図ります。

※1 高度道路交通システム（ITS）：人と道路とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的に構築する新しい交通システムのこと。

第7 防災対策の方針

1 災害に強い都市づくり

(1) 建物の不燃化の促進と防火対策の推進

- 市街地における火災の危険性を防除するため、公共施設や商業・業務施設、交通施設などが集中する地域では、建築物の不燃化を促進します。
- また、延焼防止・避難場所としてのオープンスペースの整備を推進するとともに、電線類地中化等による避難経路の確保や道路防災機能の向上を図ります。
- 道路が狭あいで老朽木造建築物が密集する市街地は、火災による延焼を防止するため、防火・準防火地域の指定を検討します。
- 水利の不足している地域に耐震性の防火水槽及び消火栓を設置し、消防水利の充実強化を図ります。

(2) 住宅地等の浸水対策

- 中心市街地における洪水被害を軽減するため、閉伊川本川や支川の近内川などの治水対策を促進します。
- 都市下水路については、10年に1回の確率の降雨による水を安全に流下させることを目標とした整備を促進します。
- 震災による地盤沈下の影響で、浸水被害を受けた新川町地区、藤原地区については、雨水排水ポンプ場を整備します。
- 内水氾濫による浸水を防ぐため、雨水幹線や千徳雨水ポンプ場などの施設整備及び充実を図ります。
- 閉伊川及び津軽石川流域等における浸水対策基本調査等の結果を踏まえ、対策施設などの総合的な浸水対策を検討します。
- 降雨時の増水などによる道路被害を防ぐため、市が管理している河川の護岸補修や堆積土砂を取り除きます。



台風10号による浸水被害の状況
(平成28年8月)

(3) 津波の浸水対策

- 鍬ヶ崎から閉伊川の河口周辺、津軽石川及び田代川河口は、津波や高潮などの水害対策のため、国・県・関係団体と連携して、水門や防潮堤などの海岸保全施設の早期復旧と施設整備を促進します。

(4) 土砂災害対策

- 土砂災害から市民の生命と安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域内の家屋を対象に、安全な地域への移転を支援します。

(5) 防災拠点施設の活用

- 中心市街地拠点施設は、防災拠点施設として、発災時には災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施します。
- 拠点施設が整備された津軽石地区においては、消防屯所等の拠点施設の活用を図ります。
- 災害時に避難所として使用する施設については、優先的に施設の耐震化を検討します。

(6) 避難誘導施設の整備・拡充

- 発災時には、安全かつ迅速に避難できるよう、津波避難路及び避難誘導標識の整備を進めます。



津波避難誘導標識（津軽石地区）

2 防災体制の強化

(1) 防災関連情報伝達体制の構築

- 市民に対して迅速かつ正確な情報を提供するため、防災行政無線や広報車、またはコミュニティFM放送、緊急速報メール等による情報伝達体制の整備・充実を図ります。

(2) 津波避難対策の推進

- 地震・津波の発生直後から来訪者も含めた市民の生命・安全の確保のため、津波避難計画に基づいた避難行動等の徹底を図ります。

(3) 津波避難施設の指定による一時避難場所の確保

- 市民や事業者等の一時避難施設を確保するため、津波避難施設（津波避難ビル）の指定を進めます。

(4) 危機管理体制の充実

- 災害などの不測の緊急事態が発生したときに迅速かつ的確に対応するため、地域防災計画等に定める防災・危機管理体制の充実を図ります。

(5) 防災意識の向上

- 東日本大震災の記憶を風化させることなく後世へ伝承するため、津波遺構（旧たろう観光ホテル）などを活用した、災害の記憶の伝承や防災意識の向上を図り、また、内外へ情報を発信します。
- 地域ぐるみの防災活動による災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織等が行う防災活動や防災資器材の整備を支援します。



津波遺構（旧たろう観光ホテル）

第8 福祉のまちづくり方針

1 健康・福祉・子育て環境の充実

(1) 医療拠点の充実

- 高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちとするため、県立宮古病院を中核として、医療・福祉機能の維持・増進を推進します。

(2) 健康・福祉に関わる交流拠点等の充実

- 健康増進を図る取り組みを進めるため、歩いて暮らせるまちづくりと連携しながら、文化・観光拠点等と地域資源を良好な散策ルート等をつなぐことで、歩きたくなる環境を整える取り組みを推進します。
- 子供から高齢者まで住み慣れた地域で生活するなかで地域づくりやふれあい交流を大切にした福祉サービスを効果的に提供していくため、地域福祉活動の拠点としての市総合福祉センターの充実を図ります。
- 超高齢社会において地域コミュニティを活かしながら健康寿命の延伸を図るため、地域包括ケアシステム※¹の構築を推進するとともに、高齢者等の相談窓口となり、介護予防対策、介護サービスや医療サービスなど、様々なサービスを利用するために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として日常生活圏域を基本とした地域包括支援センターの充実を図ります。

(3) 子育て環境の充実

- 子育てに対する不安や負担の解消を図るため、育児に関する相談や情報交換、親子の交流、仲間づくりなどができる拠点の充実に取り組みます。
- 子育て世代が保育しやすい環境を整えるため、保育ニーズに対応できる、民間活力の活用も含めた保育所等の適正配置を進めます。

※1 地域包括ケアシステム：5つの視点（医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス）での取り組みが包括的（利用者のニーズに応じた適切な組み合わせによるサービス提供）、継続的（入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供）に提供できるような地域での体制

第9 歴史・文化・観光振興の方針

1 観光交流の活性化

(1) 浄土ヶ浜地区の保全と整備

- 三陸復興国立公園の中心部に位置する浄土ヶ浜地区には、貴重な観光資源が集中しています。自然環境や景観の保全を図るとともに、観光・レクリエーションの場として積極的な活用を図ります。
- 宮古を代表する景勝地としての浄土ヶ浜の魅力をさらに高めるため、国・県等の関係機関と連携し、既存施設の有効活用を図るとともに、案内看板や遊歩道等の来訪者を迎える環境を整備します。

(2) 体験型観光の推進

- 三陸復興国立公園と早池峰国定公園を有するという特徴を踏まえ、「森・川・海」の多彩な地域資源を活かした体験型観光の推進を図ります。
 - 浄土ヶ浜・三王岩・早池峰山等の雄大な自然を活かした観光ルートや体験プログラムの開発に取り組みます。
 - 三陸ジオパークは、美しく壮大な景観や大地の歴史に触れ合うことができる観光資源として、利活用を図ります。
- また、三陸ジオパークのゲートウェイである、道の駅たろうにおいては、「学ぶ防災」の受入れ等、観光拠点機能の充実を図ります。



震災の記憶を後世に伝える「学ぶ防災」

(3) 歩いて楽しめる観光の振興

- 宮古駅等を起点とした、歩いて楽しめる観光資源の掘り起こしを図ります。
- 登山やウォーキング等を目的とした観光を促進するため、国・県等の関係機関と連携し、拠点施設等に早池峰山やみちのく潮風トレイル等の魅力を紹介する案内板等を設置します。

(4) 観光施設の利活用と魅力向上

- 地域の魅力を発見し、地域振興に役立てていくため、観光関連施設の充実と新たな観光資源の掘り起しを図ります。
- 三陸復興国立公園については、震災の体験と歴史を通じ、「自然の恵みと脅威を学び、人と自然の共生を考える」取り組みを進めます。
- 区界地区は、自然や観光資源の利活用を図るほか、三陸ジオパーク等と連携し、新たな魅力向上を図ります。
- 滞在型観光を促進させ、交流人口を拡大（ひと）し就労環境の創出（しごと）と特産品の販売促進（もの・お金）を行う新たな仕組みを構築するため、「海の拠点」としての道の駅・みなとオアシスみやこ、道の駅たろう、「川の拠点」としての湯ったり館、「山の拠点」としての道の駅やまびこ館、道の駅区界高原等において、「森・川・海」の拠点づくりを推進します。



道の駅・みなとオアシスみやこ



道の駅たろう



湯ったり館



道の駅やまびこ館

(5) 主要観光施設のインバウンド※¹受入体制の整備

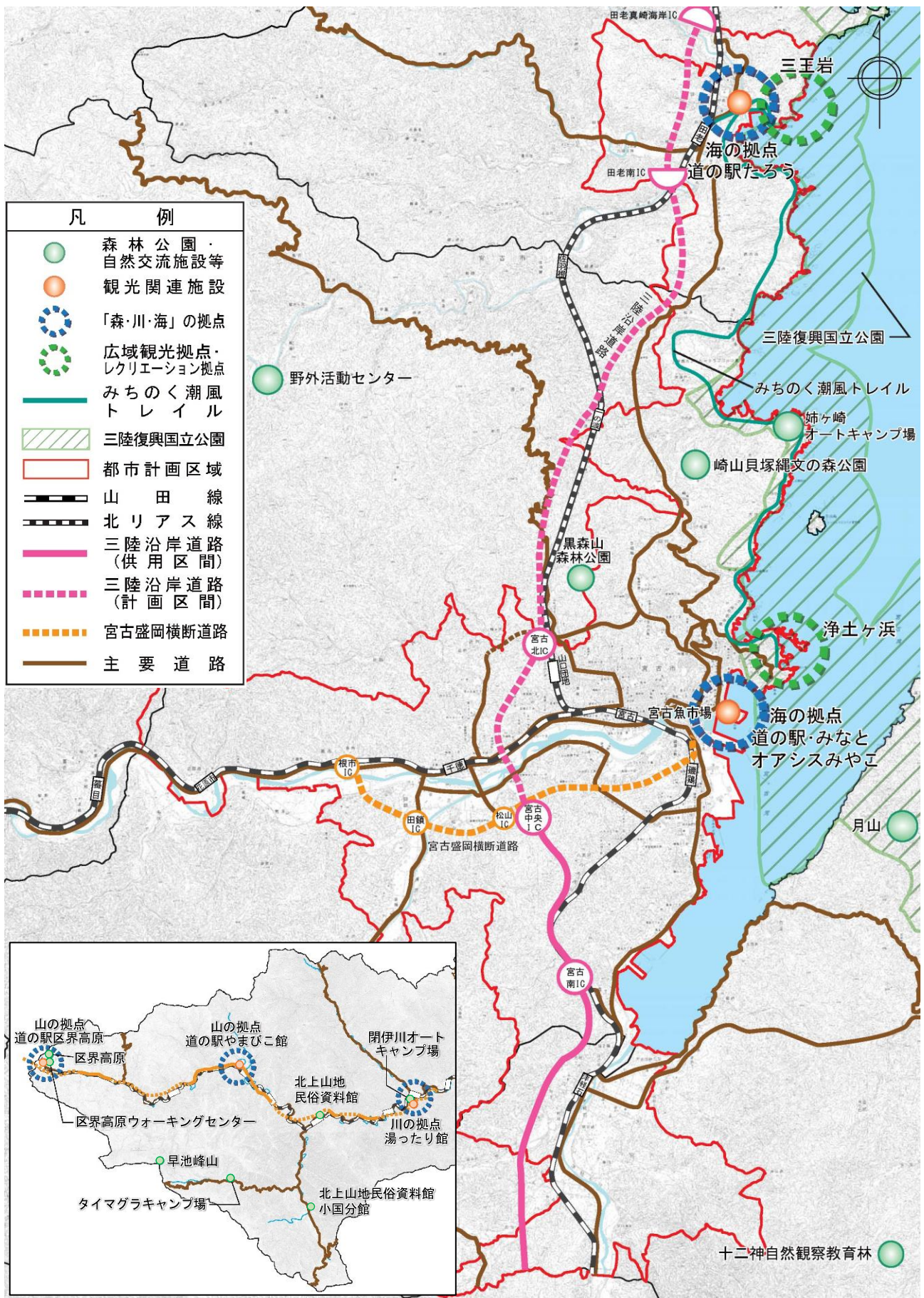
- 外国人観光客の受入のため、主要観光施設や道の駅等においてユニバーサルデザインに基づき、多言語に対応した案内板等や Wi-Fi 環境の整備を図ります。

2 文化財の保護と活用

- 地域の歴史や文化について、市民の理解を深め宮古の文化資産を後世に伝えていくため、文化財の調査・研究と保存を行います。
- 崎山貝塚縄文の森公園及び縄文の森ミュージアムを文化財公開・活用の拠点として、北上山地民俗資料館及び分館と連携しながら文化財に関する学習機会の提供を行います。

※1 インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと。

図 4-12 観光交流活性化資源の利活用に関する方針図



第10 景観形成の方針

1 景観形成による魅力創造

(1) 市街地及び宮古駅周辺の景観形成

- 中心市街地では、多様な都市機能が集積していることから、賑わいと活気にあふれる本市の中心部にふさわしい景観形成を進めます。
- 宮古駅周辺において、誰もが訪れたいくなるような、魅力ある景観整備を図るとともに、歩いて楽しめる回遊ルートを設定し、賑わいを創出します。
- 都市計画道路宮古港線（末広町通り）については、歩行者の快適性の向上、道路の景観や道路の防災性の向上を図るため、電線類地中化、道路美装化、案内板設置、ポケットパーク（小規模広場）等を検討します。
- 市街地において、幹線道路、河川等の都市軸（都市の空間）を活用した景観の創造や歴史・文化を活かした市街地景観の形成を図ります。
- 新たに開発された市街地やバイパス沿いに大型店舗等が集まって形成された地区、防災集団移転団地等は、それぞれの地域特性を踏まえた景観形成を図ります。



ポケットパーク整備イメージ



中央通りの景観形成の様子

(2) 宮古の美しい自然風景を活かした景観形成

- 市民や来訪者が宮古の美しい自然風景をかけがえのないものとして認識することができるよう、親しみと安らぎを与える良好な自然景観の保全、形成を図ります。
- 雄大で美しい自然景観を保全するとともに、それと共生する人々の生活の姿を文化として感じ取ることでできる景観形成を目指します。
- 本市を代表する景勝地である浄土ヶ浜周辺地区は、三陸復興国立公園、風致地区の指定を踏まえ、優れた自然景観や良好な自然環境の保全を図ります。



早池峰山



閉伊川



三王岩

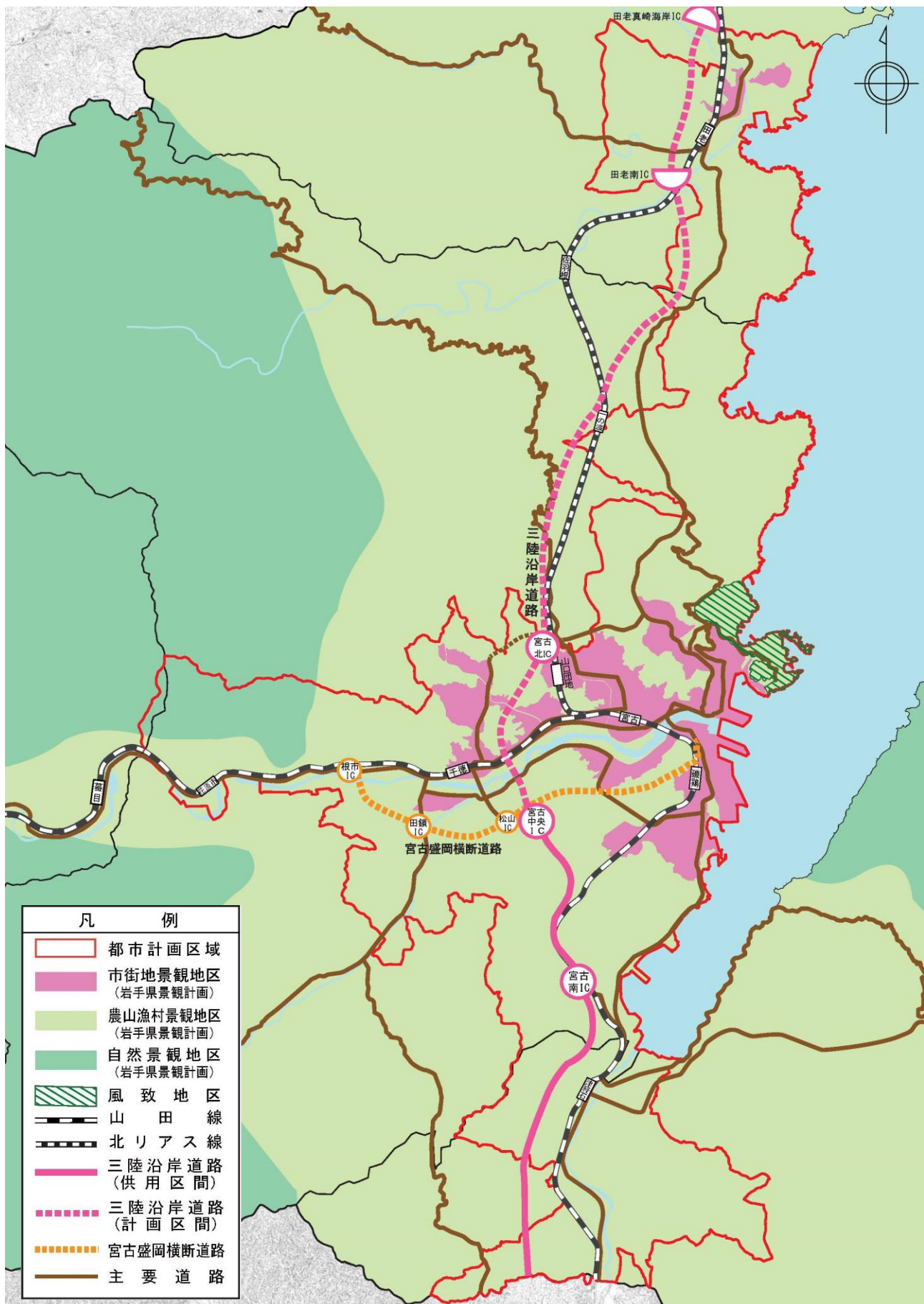
(3) 農山漁村の景観形成

- 農山漁村地域は、特に市街地周辺において、見る人に心の安らぎを与え、「ふるさと」を感じさせることから、宮古のイメージにふさわしい農山漁村景観の保全、創出を図ります。
- 花輪地区周辺は、都市計画区域近郊では代表的な田園地帯となっていることから、この田園風景を保全しながら市民の癒し空間の創出を図ります。

(4) 景観行政の推進と市民参画の促進

- 良好な都市景観形成を計画的に進めるため、岩手県景観計画に基づき、屋外広告物の規制や景観重要建造物・景観重要樹木の指定等、景観の重要な構成要素のマネジメントに取り組みます。
 - 地域住民が地域の景観をよく知り、景観資源の保全や新たな魅力の創造ができるようにするため、県と連携して、住民自らの手で行う景観協定の締結も視野に入れた景観形成に取り組みます。
- また、市民・事業者・行政の協働による景観点検活動を実施します。

図 4-13 景観形成等に関する分布図



2 公園・緑地の利活用

(1) 魅力あふれる公園づくり

- 都市公園の整備にあたっては、立地条件、コミュニティの形態に配慮した公園ごとの整備計画を策定し、子供から高齢者までが利用できる健康増進や憩いの場として、魅力ある空間の創出を図ります。
- 地域住民が利用する都市公園は、憩いややすらぎを感じられる場として、整備を進めます。
- 開発行為等により設置された公園については、市民参画と協働により、計画的に遊具などの充実を図ります。

(2) 市庁舎跡地の整備

- 市庁舎移転後の跡地については、宮古市庁舎跡地整備事業基本計画に基づき、「市民が日常的に集い、語らう、憩いの場」、「四季を通じてイベントを楽しむ、賑わいの場」、周辺と結びつき、まちを育てる、つながりの場」、「自然（森・川・海）を敬い、震災の記憶を、伝承する場」として、整備を検討します。



市庁舎跡地整備イメージ（宮古市庁舎跡地整備事業基本計画（平成 30 年 3 月））

(3) その他の公園の取り組みの推進

- 地域住民の誰もが安全・安心で憩うことができるよう、街区公園のユニバーサルデザイン化を推進します。
- 復興事業等により新たに整備した公園は、防災公園として津波などの災害時の避難場所としての活用を図ります。
- 宮古運動公園は、生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことができる施設として、公園機能の充実を図ります。
- 地域が考え、守り育てる公園とするため、休憩施設、遊具、植栽等の管理において、市民参画の機会をつくるとともに、公園管理活動に対して支援を行うなど、市民参画と協働の取り組みを推進します。
- 国指定史跡である崎山貝塚などの歴史的に価値の高い遺跡や史跡等は、緑の質的充実を図りながら史跡公園としての利活用を推進します。

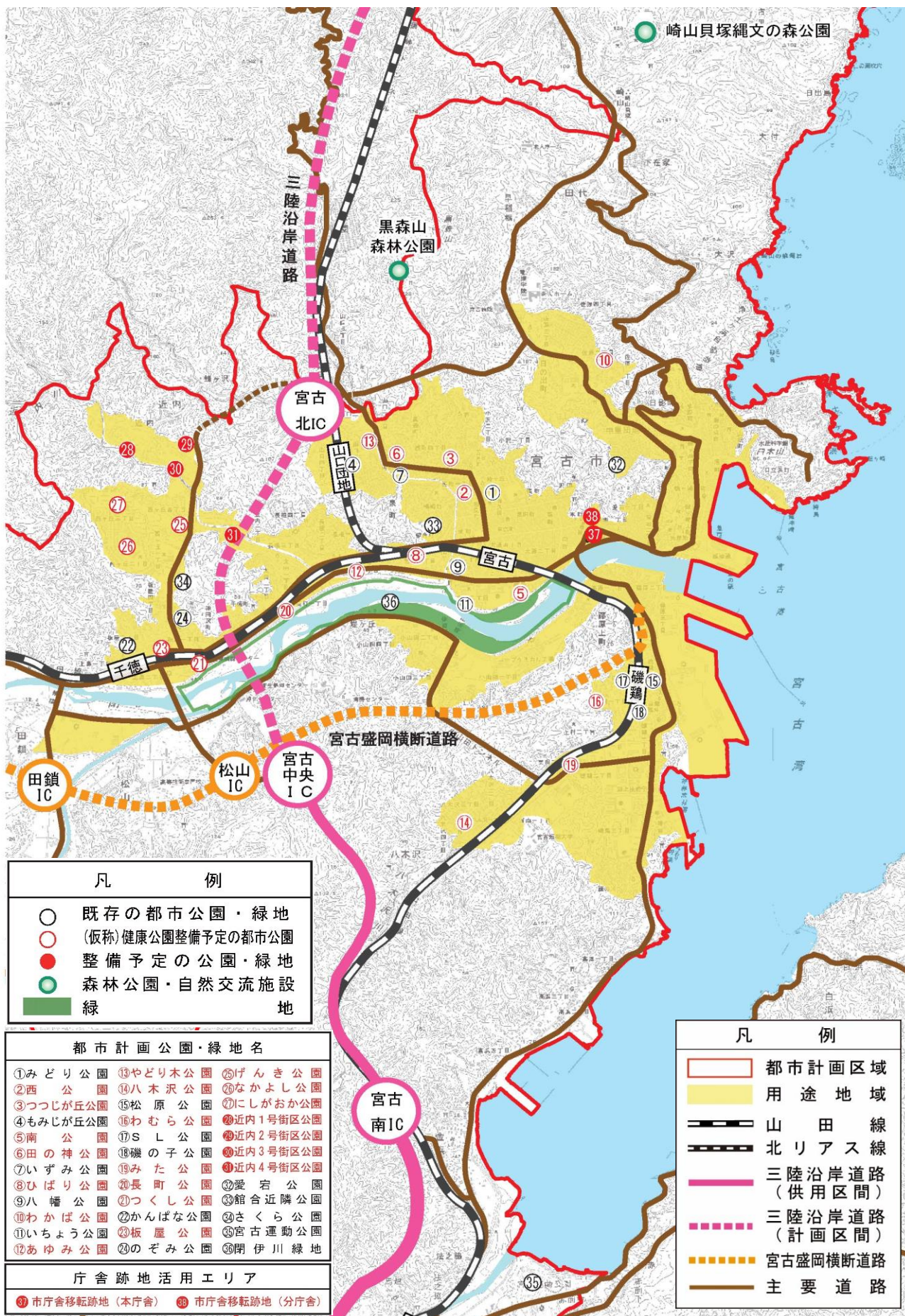
(4) 緑地の保全

- 良好な自然環境を有する黒森山は、岩手県自然環境保全条例における環境緑地保全地域として保全を図ります。
- 風致地区に指定されている浄土ヶ浜地区については、良好な自然環境を活かした、市街地にうるおいをもたらす貴重な緑地として、保全を図ります。
- 市街地内の身近な自然を保全するため、必要に応じて、丘陵地や樹林地を中心とした地域について、風致地区の指定等による保全方策の検討を進めます。
- 市街地中心部に位置する大規模な緑地公園である閉伊川緑地は、市民の憩いの場として、市民参画と協働により保全を図ります。また、その他の河川においては、市民の憩いの場となる親水空間の形成を図ります。
- 道路沿道は、うるおいのある空間を形成するために街路樹の適切な維持管理を行うとともに、市民が愛着を持てるように市民参画による草花の植栽や維持管理を推進します。



閉伊川緑地

図 4-14 公園・緑地等整備計画図



第 11 環境保全の方針

1 水と緑の環境形成

(1) 「森・川・海」の環境保全

① 水環境・大気環境をはじめとした自然環境の保全

- 本市の貴重な財産である森林や河川や海岸など、自然環境の保全に努め、自然と共生したまちづくりを推進します。
- 低公害車の普及や大気汚染の抑制等により、大気の保全に取り組みます。

② 良好な森林の保全と森の利活用の推進

- 青松葉山自然環境保全地域、区界高原自然環境保全地域、早池峰山自然環境保全地域は、貴重な自然環境の保全を図ります。
- 森林の持つ公益的機能の重要性について市民の理解を深めるため、市民や企業等による森林づくり活動への参画を推進します。

③ 良好な河川環境の保全

- 市街地ゾーンを貫流する閉伊川の緑地は、親水性の高い良好な空間として維持管理を図ります。また、上流・中流域の平瀬や淵、下流域の中州や河畔林は多様な動植物の生息する良好な河川環境として保全を図ります。

④ 優良農地の保全と利活用

- 農地が持つ国土の保全や水源のかん養、洪水防止などの多面的機能を維持するため、耕作放棄地の解消と発生防止に努め、日本型直接支払制度^{※1}により優良な農地の保全と有効活用を図ることを支援します。

※1 日本型直接支払制度：農業の持つ多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度で、多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支援対策、中山間地域等直接支払対策の3制度を併せて日本型直接支払制度と呼びます。

⑤ 優れた海岸の保全と再生

○三陸復興国立公園に指定されている、優れた海岸景観を有する浄土ヶ浜等の区域は、市民の大切な財産として保全と利活用を図るとともに、崎山地区（女遊戸）、田老地区（真崎）では、海水浴場の再生を図ります。



浄土ヶ浜

⑥ 清潔で美しいまちづくりと自然環境に係わる意識啓発の推進

○宮古市環境の保全及び創造に関する条例及び宮古市環境基本計画に基づき、河川や緑地などの身近な自然環境の保存や環境美化の運動を推進します。

図 4-15 森・川・海のネットワークに関する方針図



2 環境共生の促進

(1) 再生可能エネルギー等の取り組みの推進

① 低炭素・循環型社会の実現に向けた省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用

- 低炭素・循環型社会への転換を促進させるため、家庭・産業・行政など社会のさまざまな主体による省資源・省エネルギーの取り組みを推進します。
- 市民や事業者に対し、自然と共生した再生可能エネルギーの導入を促進させるため、省資源、省エネルギー意識の普及・啓発を行います。

② 再生可能エネルギーの地産地消の推進

- 再生可能エネルギーを取り入れて情報通信技術を活用しながら、家庭やオフィス、工場など社会全体で、エネルギーを無駄なく活用できる、スマートコミュニティの取り組みを推進します。

(2) 環境衛生施設の整備充実

- 環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けた、ごみの減量化やリサイクルの徹底により、ごみの適正処理を推進するとともに、ごみ焼却施設、最終処分場、し尿処理施設等の整備充実を推進します。